

空 き 店 舗

情 報 募 集 !

市のHPに掲載
するため、開業
者の目に留まり
やすくなる！

商店街の空き店舗物件について、市のホームページに「登録店舗」として物件情報を掲載しています。そのため、商店街内に空き店舗がありましたら、経済局商業振興課に **FAX 又は Eメール** で情報を御提供ください。

※ 御提供いただいた後、登録店舗の条件を満たしているかを確認し、物件所有者様の意向を確認のうえ、市のホームページで紹介します。そのため、条件を満たしていても登録できない場合があります。

こんな店舗を募集しています…



- ◆ 横浜市の商店街内にあり、商業活動が3か月以上行われていない店舗
- ◆ 商店街の主要な道路または通路に直接面している店舗
- ◆ 百貨店、駅ビル等大型商業施設のテナント型店舗でないもの
- ※ 既に契約者が内定している物件の登録はできません。

空き店舗登録の流れ

「商店街空き店舗登録申請書（第1号様式）」を提出する。

1

FAX の場合	E-mail の場合
裏面の頭紙をつけて送信してください。 FAX番号：664-9533	件名：空き店舗物件の情報提供について 本文：御紹介元の連絡先 ke-syogyo@city.yokohama.jp

2

市のホームページに登録！

登録店舗にて、横浜市商店街空き店舗活用業補助金（空き店舗開業助成事業）を活用し、新規店舗が開業した場合（※1）、店舗登録した商店会に**2万円**の奨励金（※2）！

※1 開業者が商店会に加入することが条件です。

※2 1件につき2万円（年度内10万円まで）。令和3年度以前に登録された店舗は対象外です。

連絡先 横浜市経済局商業振興課 商店街空き店舗活用事業補助金担当

TEL：045-671-3488 FAX：045-664-9533 E-mail：ke-syogyo@city.yokohama.jp

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/akitenseido/akitentoroku.html>



商業振興課 店舗登録担当

FAX:045-664-9533

送信元: _____

商店会/会社名: _____

担当者名: _____

電話番号: _____

メール: _____

空き店舗物件の情報提供について

送付枚数：本紙含め 枚

添付の通り、商店街の空き店舗物件情報を提供します。